

公益社団法人長野県栄養士会災害時支援計画

策定日：令和3年（2021年）7月12日

1 計画策定の趣旨

公益社団法人長野県栄養士会（以下本会という）は、県内での大規模な災害が発生した際には、災害発災直後から、長野県及び関係機関と連携を図り、乳幼児や高齢者、慢性疾患患者等の「食事に配慮が必要な人」の食の確保や避難生活による栄養状態の悪化等に対し、健康を維持できるように支援を行います。そのため、本計画は本会が栄養・食生活支援を適切、効果的に行うため、平時からの準備、災害時における支援活動について、災害支援計画として示すものです。

2 基本方針

- (1) 本会は、長野県内に発生した災害に対し、県災害対策本部、関係機関と連携した栄養・食生活支援活動を行う。
- (2) 本会は、長野県内で発生した大規模災害において、発災直後から栄養・食生活支援活動を行う。
- (3) 本会は、医療救護活動に協力するとともに、被災者の健康が維持できるように栄養・食生活支援活動をすすめる。
- (4) 本会の支援活動にかかわるものは、自己完結型を基本とし、被災者に寄り添った活動をする。また、被災地の状況によって自律的に判断し、柔軟に対応する。

3 栄養・食生活支援活動

医療に関する関係機関と連携、協力し、状況に沿った栄養・食生活支援活動を行う。

- (1) 被災者（要配慮者を含む）への巡回栄養・食生活相談等
- (2) 避難所の食事状況調査や衛生指導、栄養・健康教育等
- (3) 疾病者用食品（アレルギー対応、母乳代替、高齢者用、病者用等の食品）の提供に係る支援
- (4) 食品集積場所等における仕分け、提供、管理への支援
- (5) その他県及び被災市町村及び関係機関等と連携、協議の上で必要とされる事項

4 支援活動計画

平時から体制整備を行い、発災直後から適切な支援活動を行う。

(1) 本会本部実施

ア 本会は、平時から被災地への支援活動を想定した本部体制及び支部体制（別添1組織図）及び連絡網を整備する。

イ 本会は、発災直後から災害対策本部を本会事務局（長野市内）に置き、県災害対策本部及び県健康増進課管理栄養士等から情報収集を行い、支部へすみやかに

情報提供する。連携・情報収集ルートは別添2「災害時における連携図」による。
ウ 県からの要請に基づき、避難所等での栄養・食生活支援活動が行えるよう、被災地及びその隣接支部へ指示を行う。

エ 被災者の状況に応じ、被災地保健福祉事務所管理栄養士等と協議して必要な栄養食品を整備した特殊栄養食品ステーションを設置し活用する。

(2) 支部実施

ア 支部は、平時から発災に備えて支部内の JDA-DAT 長野リーダー、スタッフ及び協力会員との連絡網を整備する。

イ 支部を管轄する保健福祉事務所及び市町村管理栄養士とのスムーズな連携・協力できるような体制づくりを平時から努める。

ウ 被災地支部長は、本会からの指示を受け、JDA-DAT 長野のリーダー、スタッフ、会員による栄養支援チームを組み、避難所等で支援活動を実施する。

エ 避難所等での栄養・食生活支援活動は、被災地保健福祉班（保健福祉事務所管理栄養士）、市町村管理栄養士及び医療に関する救護班やその他の関係チームと連携、協力してすすめる。

オ 被災地の状況に応じ、必要と認められる場合は隣接支部の応援を要請する。

5 支援活動の報告

出動した栄養・食生活支援チームは、避難所等での支援活動を活動報告書（別紙様式）に記録し、本会災害対策本部及び県・被災地対策本部等に提出、報告する。